

平成 2 8 年度県庁舎防災・消防訓練の実施について

1 目 的

消防法等により、県庁舎の建物に年 1 回義務づけられている「消火、通報及び避難の訓練」を実施し、県庁舎に勤務する職員の自衛消防活動における役割認識、防災・防火意識の高揚を図る。

2 日 時

平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日 (木) 1 3 : 1 5 ~ 1 5 : 1 5

3 参加者 約 5 0 0 名

- (1) 本庁職員 (行政庁舎、議会庁舎、警察庁舎に勤務する職員)
- (2) 消防機関 (金沢市金石・中央消防署、石川県航空消防防災グループ等)
- (3) 使用許可団体 (金融機関等)

4 訓練内容

○ 防災訓練 (1 3 : 1 5 ~ 1 3 : 5 0)

震度 6 強程度の揺れを伴う地震が発生。建物自体の損傷はないが、エレベータの緊急停止による閉じ込めが発生し、閉じ込め者が負傷したとの想定で、初動対応訓練、閉じ込め者の救出・救護訓練を行う。

(1) 初動対応訓練

- ア 地震発生時の庁内放送 (地震発生時の安全行動を実施するよう指示)
- イ 負傷者の有無の確認・連絡
- ウ 建物の損害状況の確認・連絡
- エ 電気・機械設備の損害状況の確認・連絡

(2) エレベータ閉じ込め者の救出・救護訓練

○ 消防訓練 (1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 1 5)

行政庁舎 1 2 階産業政策課前の湯沸室から出火したとの想定で、通報・初期消火、避難訓練等を行う。

(1) 通報・初期消火訓練

- ア 感知器作動による発報放送
- イ 初期消火訓練、消防署への通報
- ウ 消防設備、放送設備等の作動確認

(2) 避難訓練 (避難場所：せせらぎの杜)

- 庁内執務者：県職員 (行政、議会、警察)、使用許可団体
一般来庁者：1 9 階及び議場からの避難 (県職員)

(3) 消防機関による訓練

- ア 梯子車による救助救出訓練及び消火訓練
- イ 消防防災ヘリコプターによる救助救出訓練
(屋上でのホバーリングからの救助救出)

(4) 防災体験及び屋外での消火訓練

- ア 消火器の実射訓練
- イ 屋外消火栓の放水訓練
- ウ 煙道体験 (避難経路途中に設置)

(5) A E D 体験 (荒天時実施)

※荒天時は(3)、(4)は中止します。

※並行して実施する訓練もあり、複数箇所での取材は困難な場合があります。

※事前取材については、当日午前中までをお願いします。

県庁舎防災・消防訓練次第

平成28年11月17日(木)

13:15～15:15

- 防災訓練 13:15～13:50

- 消防訓練
 - 1 通報訓練 14:15～14:17

 - 2 初期消火訓練 14:16～14:20

 - 3 避難訓練（煙道体験含む） 14:17～14:45

 - 4 消防機関による訓練
 - （1）梯子車救助救出訓練 14:23～14:35
 - （2）ヘリコプター救助救出訓練 14:35～14:43
 - （3）梯子車救助放水訓練 14:43～14:47

 - 5 金石消防署長講評 14:50～14:55

 - 6 防災体験及び屋外消火訓練
 - （1）消火器実射訓練 14:55～15:10
 - （2）屋外消火栓放水訓練 15:10～15:13

 - 7 防火・防災管理者挨拶 15:13～15:15